

【文化財に関する学部・学科を専攻している大学生・大学院生対象】
太宰府市 会計年度任用職員（発掘調査作業員）募集要項（令和 7 年度任用分）

1 職種及び募集人数

職種名	募集人数	職務内容
発掘調査作業員	若干名	市内に所在する遺跡の発掘調査等

2 基本的な勤務条件

任用期間	任用決定から令和 8 年 3 月 31 日までのうち必要な期間 ※任用は発掘調査現場ごとの任用とし、年間最大 6 か月を越えない期間となります。
勤務日数	月 12 日（最大）（週 3 日程度）（週 19 時間 30 分）
勤務時間	9 時 00 分～16 時 15 分（休憩：12 時 15 分～13 時 00 分）（1 日 6 時間 30 分）
勤務場所	市内発掘調査現場、文化ふれあい館
給料・報酬	時給 1,195 円
諸手当	通勤手当
休日	週休日（原則として、土・日曜日）、祝日、年末年始 別途指示する日
休暇	年次有給休暇は、任用期間が短期間となるため、適用の対象になりません。
社会保険	任用期間が短期間となるため、対象になりません。
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度または労働者災害補償保険のいずれかを適用
服務	一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務など服務上の規定が適用されます。

3 採用試験の内容

提出書類による書類選考および面接試験

4 受験資格及び受験申込

受験資格	地方公務員法第 16 条の規定に基づき、次の項目に該当する人は受験できません。 ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・太宰府市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない人 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
資格要件	下記要件を満たしている人 ・現在、大学または大学院に在籍して文化財に関する学部、学科で専攻している人 ・将来、文化財に関する専門職（学芸員や文化財技師等）に就くことを志している人
受付期間	随時（※ただし、令和 7 年度内の任用の締切は令和 8 年 1 月 10 日です。また、申込にあたっては、事前に太宰府市文化財課に電話にてお問合せください。）
申込方法	太宰府市会計年度任用職員採用試験申込書（市役所文化財課窓口配架およびホームページに掲載）に必要事項を記入の上、下記の申込先に郵送、または直接持参してく

	ださい。
提出物	・太宰府市会計年度任用職員採用試験申込書兼履歴書
申込先	郵送の場合 〒818-0198 太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市文化財課 宛 必ず封筒の表に「会計年度任用職員申込」と朱書きしてください。 持参の場合 開庁時間（平日 8：30～17：00）内に文化財課窓口を持参してください。

5 合格発表及び採用

合格発表	随時 ※受験者に文書で通知します。お電話等での可否のお問合せにはお答えしておりません。
合格者の登録	採用試験の合格者は、令和 8 年 3 月 31 日までを登録期間とする会計年度任用職員候補者名簿に登録されます。
採用決定	採用試験では、採用予定人数に関わらず、その業務を行うにあたって合格水準にあると認められる人を全て合格者とするため、候補者名簿に登録されても、必ずしも全員が採用されるとは限りません。 実際の勤務についていただく方については、任用開始前に連絡します。
条件付採用	地方公務員法の規定に基づき、採用者はすべて条件付採用とし、採用後 1 か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

6 問い合わせ先

太宰府市教育委員会 文化財課 調査係（担当；遠藤・高橋）

〒818-0198 太宰府市観世音寺一丁目1番1号

電話（０９２）９２１－２１２１（内線４７０・４７７）